

静岡県公立大学法人教育研究審議会規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 3 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 21 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教育研究審議会は、定款第 24 条に掲げる事項を審議する。

(定数)

第 3 条 教育研究審議会は、県立大学ごとに、定款第 21 条第 2 項に掲げる者（以下「委員」という。）25 人以内で構成する。

(任期)

第 4 条 定款第 21 条第 2 項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 5 条 教育研究審議会は、定款第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会を招集するときは、開催の 1 週間前までに、日時、場所及び議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議案の提出)

第 6 条 教育研究審議会への議案の提出は、学長が行う。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 学長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(議事録)

第 8 条 学長は、教育研究審議会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第 9 条 教育研究審議会に関する事務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、教育研究審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。